

ソ聯邦計畫經濟における 國立銀行の統制機能

泉 三 義

一九一七年十一月七日（舊曆十月廿四日）ケレンスキー政府が崩壊して、政權を握つたボルシェヴィークは、レニンの指導下に社會主義國ロシアの建設を進め、十二月十四日全銀行組織の國有令を宣布した。これは社會主義經濟化の基礎手段として非常に重要な意義と力とを認められたものであつて、全私立銀行はその資産及び負債の一切を以て國立銀行に吸収され、私立銀行はそのまゝ國立銀行の支店となつた。一九一八年、國立銀行は人民銀行と改稱せられ、同年中更に相互信用組合、外國諸銀行、都市公共銀行、私立農業銀行の清算、越えて一九一九年には都市及び區信用組合等の清算が行はれた。この清算はあらゆる手持資金を人民銀行に引渡すことによつて行はれ、かくして一年有餘の間に、相當の困難と戦ひながら銀行の國有化が完成されたのである。

しかし革命に續く戦時共產主義時代には、列強の武力的、經濟的壓迫、國內戰の勃發によつて産業はますます萎靡

し、紙幣はその濫發によつて殆んど無價値化し、しかも物資の配給は切符制度によつて政府の手により行はれたので、銀行は實際上活動の餘地を失ひ、發券業務を繼承した人民銀行は殆んど造幣局と化し、一九二〇年一月には遂に財務人民委員部の中央豫算決濟局に合併されてしまつた。

次いで資本主義制度の部分的採用をなせる新經濟政策時代に至つて、再び銀行の意義が認められ、一九二二年十月、人民銀行はロシア社會主義ソヴェート共和國聯邦國立銀行となつて復活し、一九二二年十月には國立銀行發行的特權が與へられ、戦前の十金ルーブルにあたるチェルヴォネツなる新貨幣を發行することゝなつた。その結果、新チェルヴォネツ貨幣と古いソヴェート紙幣とが相並んで流通するに至つたが、政府は極力舊紙幣の回收と新貨幣の普及に努め、遂にはゆる『一九二四年の幣制改革』によつて従来のソヴェート紙幣の發行ならびに流通を禁止し、同時にチェルヴォネツ流通額と一定割合を保つて國庫紙幣を新に發行し得ることゝした。

國庫貨幣は別として、發券權を獨占的に與へられた國立銀行は、ソ聯邦經濟が復興し、貨幣が安定し、相繼ぐ特殊銀行の設立によつて信用體系が整ふに従ひ、ますますその重要性を高め、一九二七年には全信用體系の中核としてその指導的役割を認められ、諸信用機關の活動を統制する機能を與へられた。しかるに新經濟政策時代を脱して、一九二八年秋からの第一次五ヶ年計畫時代に入るや、社會主義計畫經濟進展のための、また進展の實情に應ずる信用制度の變革が要求せられ、一九三〇年一月、これまでの商業手形による信用の授受即ち商業信用を撤廢して、一切の信用は直接銀行を通じて行ふ銀行信用に代へられた。計畫經濟の發展と信用制度との矛盾を克服するためのこの信用改革は正に劃期的なもので、この改革において短期信用業務は國立銀行に集中せられ、長期投資銀行體系の分立は一先づ

完成した。しかしこの改革に基く國立銀行の自動的信用授與制度、自動的決済制度は早くも幾多の缺陷をあらはし、やがて改革の修正を餘儀なくされるに至つた。即ち一九三一年一月十四日及び三月二十日の諸法令により自動主義は清算せられて、銀行による經濟機關の統制が著しく強化されたのである。

二

ソ聯邦の銀行體系は前述の國立銀行（ゴスバンク）と、四つの長期投資銀行、即ち工業銀行（プロムバンク）、農業銀行（セリホズバンク）、商業銀行（トルグバンク、この銀行は一九三六年までは協同組合銀行といはれてゐた）及び中央公共事業銀行（ツェコムバンク）とから成り、その外特殊金融機關として、財務人民委員部の監督下にあつて、一般國民の預金を吸収する國家貯金局がある。國立銀行の設立に次いで、一九二二年二月の消費組合銀行設立を初め諸種の特殊銀行の開設が行はれたのであるが、さきにも一言觸れたように、一九二八年乃至一九三〇年の信用制度改變において、各種金融機關の改廢や業務の變更が行はれ、長期投資銀行體系が分立せしめられた。その後計畫經濟の進展に従つて、専門的知識と技術を要する繼續的な基本的設備の投資機關整備の必要が痛感せられ、第一次五年計畫の最終年度となつた一九三二年の五月に至つて、長期資本投資の全體系は前記の四大銀行から成る現制度に改造されたのである。

これらの長期投資銀行は聯邦財務人民委員部の管下に屬し、工業銀行は工業、交通及び通信の基本的設備に對して、農業銀行は國營農業、コルホーズ農業及び極く限られた場合における個人農業の資本需要に對して、商業銀行は原則

として商業及び協同組合の住宅建築を除く建設に對して、中央公共事業銀行は公共事業及び住宅建築に對して長期信用を授與する。長期投資銀行の機能は、(1)計畫により基本的建設に投下すべき固定資金の蒐集、(2)建設に關する決濟業務及び(3)建設資金の利用を建設計畫の遂行に適應せしめるよう、いはゆる『ルールによる統制』を行ふことに求められ、その重點は(1)及び(2)の機能よりも、むしろ(3)の機能に置かれる。即ちこれらの銀行は計畫に基き、正當に承認された見積豫算を備へ、且政府の確認せる建設表に記載されてゐる建設に對してのみ融資をなし、しかもその資金の用途につき嚴重な監督を行ふのである。これらの銀行の長期資金は、大部分、その源泉をソ聯邦國民所得の基本的再分配機構たる豫算からの補助金即ち交付金に仰ぎ、更に企業乃至經濟機關の蓄積を重要な源泉となし、そしてその融通は交付金または貸付の形式で行はれるが、大部分は前者の形を採る。國營企業への融資は殆んど全く交付金の形で行はれ、そしてこれは利拂ひはもちろん、返還の必要もない。

かくの如く、ソ聯邦の長期投資銀行は、その資金の源泉においても、金融の方式においても、資本主義國のいはゆる銀行とは全く異り、社會主義經濟建設のための金融といふその目的に應じて、業務の編成や組織が行はれ、銀行といふよりはむしろ長期金融を通じての經濟計畫遂行統制機關といへるのである。しかしこれらの銀行は原則として現金出納の事務を取扱はず、擧げて國立銀行の手に一任してゐるので、中央銀行たる國立銀行はまた全聯邦の清算機關ともなり、かくしてそれは、長期投資銀行を補助翼とする指導的金融機關たるの地位を名實ともに保障せられてゐる。

三

その設立後新經濟政策時代を通じ、資本主義諸國の中央銀行に較べて比較的特色の薄かつた國立銀行は、一九二八年以降の五ヶ年計畫時代に入るや、漸くソ聯邦独自の役割を要求せられ、一九二九年六月に至つて、これまで適用されてゐた一九二一年十月の定款が改正された。新定款によれば、國立銀行は、國民經濟發展の一般的計畫に照應して、貨幣流通を調節し、工業、農業、商業、運輸及びその他の經濟諸部門に對し、短期信用業務を營むことをその目的とする。現在ソ聯邦における唯一の短期信用機關である國立銀行は、一九三〇年の信用改革を契機として、計畫經濟遂行上缺くべからざる地位を占め、その後屢次の政府決議や法令によつてますますその重要性を高められた。これに伴つてその行政上の地位も高まり、一九三八年一月、國立銀行は財務人民委員部から獨立して、ソ聯邦政府即ちソ聯邦人民委員會議に直屬し、その總裁は人民委員會議の一員に昇格することゝなつた。

計畫經濟における國立銀行の役割については、一九三二年三月二十日の法令が明確な概念を與へた。それによれば、國立銀行は

- (1) 社會化經濟の決済機關ならびに生産及び生産物分配の全國的計算裝置となり、
- (2) 生産計畫、商品流通計畫及び財政計畫の遂行ならびに國民經濟中の社會化部門の蓄積に對し、不斷に「ループルによる統制」を行ひ、

- (3) 全社會化經濟の計畫遂行を促進する基本的槓杆としての企業及び合同・トラストの自立採算制（ホズラスチョート、各企業は國民經濟計畫によつて與へられた任務の範圍内で、會計上の獨立性を有し、且これに對し責任を負ふ制度）を確保することに、

その基本的任務を與へられた。これらの任務は互ひに相關聯して社會主義經濟の建設に重大な寄與をなすものであるが、殊に第(2)項に規定せられた任務、即ち貨幣ルーブル乃至短期信用なる槓杆を用ひて經濟機關の計畫遂行を統制せんとする任務は、『ルーブルによる統制』と稱せられて、社會主義經濟の具體的形態たるソ聯邦計畫經濟の進捗に最も直接的な、且本質的な關聯を持つものである。

經濟政策從つて計畫を樞軸とするソ聯邦經濟においては、聯邦人民委員會直屬の國家計畫委員會(ゴスプラン)の手により、一定の手續を経て、一定期間の、綜合的、單一的な、國民經濟計畫が樹立される。しかしゴスプランは決議機關ではないために、その作成した計畫案は人民委員會の確認を求めなければならない。計畫の期間は、五年といふような基本的目標を示す長期のものもあるが、具體的には一ケ年を以て基本とし、更に實際的なものとして、四半期、一ヶ月、十五日等の如き短期のものがある。事實上最も重要な意義を持つのは年計畫及び四半期計畫である。この國民經濟計畫と表裏の關係に立ち、且この計畫を圓滑に遂行せしむべき油の役割を果すのが即ち金融計畫である、これは貨幣の動きを伴はない信用計畫と、貨幣取引を掌る現金計畫とに分れ、信用計畫は更に長期信用計畫と短期信用計畫とに分れる。資本建設に融資を行ふ長期信用計畫は各關係人民委員部がこれを作成し、その遂行には人民委員會の確認を経て後、さきに述べた長期投資諸銀行がこれにあたる。短期信用計畫と現金計畫の遂行には、國立銀行がその衝にあたる。かゝる金融計畫において、實施上最も多くの困難を含み、しかも計畫の中心となるのは、いふまでもなく諸企業の運轉資金を融通する短期信用計畫であつて、これを擔當する國立銀行の責任にはまた重大なるものがある。

短期信用計畫の作成は、長期のそれと異り、計畫の遂行者たる國立銀行が自らこれにあたる。國立銀行の短期信用計畫は各四半期毎にたてられ、年計畫は準備はされても、極めて大ざつばな見積りに過ぎない。計畫作成の基礎となるのは各企業乃至經濟機關の經濟計畫であつて、全聯邦的或は共和國的意義の企業は、その本部の所在に従つて、モスクヴァの國立銀行本店若くは地方支店に資料を提出する。地方的意義の企業は、多くの場合、ヨリ下級の銀行單位、即ち支店所屬の出張所に資料を提出する。これらの資料として缺くべからざるものは、次の四半期における信用所要額、重要な信用所要目的、支拂期日等であつて、出張所はかゝる資料を、別に提出せしめる企業の營業報告に照して充分に審査する。その上でこの審査に基き、出張所の信用計畫が作成される。各出張所の信用計畫はこれを統轄する支店に送られ、こゝで更に支店全體の信用計畫が作られ、最後にそれが本店に送られる。本店では、重工業、輕工業、農業等の如く各經濟部門別に設けられた管理局にそれ々、その計畫が分別せられ、かくして部門別に集中された支店の計畫資料に基き、各經濟部門の計畫ができあがる。これが最後に經濟計畫局で綜合せられて、本店全體の信用計畫ができあがるのである。國立銀行理事會（本店）はこの信用計畫につき、各行政官廳長官と折衝して、行政官廳の見積りと自己のそれとが矛盾しないか、或は一般國民經濟計畫、豫算、現金計畫及び長期投資計畫と齟齬しないかどうかを検討した後、自己の意見を添へてこれを聯邦人民委員會議に提出する。もしこれらの計畫間に不調和があれば、人民委員會議が決定を下すのであるが、いづれにせよこの會議の確認を経て始めて、全聯邦を通ずる次期四半期の國立銀行短期信用計畫が成立するのである。

確定した信用計畫は本店から行政諸官廳に配分され、行政官廳は更に自己の割當額を所屬の合同（アブ・エディネ

一ニエ、企業が集つてトラストを構成し、また特殊のトラストが聯合して合同を構成する、トラスト及び企業に割當てる。合同やトラストは更にそれを所屬企業に割當てるのであるが、その際各企業の信用最高限度を定める。銀行はこれを審査の上、信用限度表を作つて下級各店に送付し、後者は更にそれを各企業に通告する。以上が短期信用中のいはゆる計畫的信用の計畫作成及び割當過程なのであるが、この過程において實務にあたり、そして信用計畫の實際的遂行にあたるのは支店及び出張所であつて、國立銀行本店（理事會）自身は直接信用業務を行はず、たゞ全體的な信用計畫を作成し、計畫遂行に關する指令を與へ、且全支行網がその任務を果しつゝあるかどうかを監督して、全般的に計畫遂行のテムボを統制する役割を持つに過ぎない。かくの如く、信用計畫の作成は基本的には國立銀行理事會及び諸官廳の手により、その確認は聯邦人民委員會議によつて、極めて中央集權的に行はれ、計畫の遂行即ち信用の割當及び直接的授與は逆に地方分權的に行はれてゆくののであるが、これはソ聯邦信用計畫制度の著しき特徴といつてよからう。

41 國立銀行の與へる短期信用には、右の計畫的信用の外に、輸送信用及び非計畫的信用の二種があり、前者は輸送中の商品を擔保とする信用、後者は企業自體の責任に基かない客觀的原因によつて生産及び商品流通から發生する一時的資金難をカバーするための計畫外信用である。輸送信用は、販賣者が商品發送の時から購入者の代金支拂を受けるまでの間、或は購入者が信用狀送附の時から商品代金の支拂完了の通知を受けるまでの間の運轉資金不足を救ふために、必然的に要求する信用で、國立銀行貸付業務のうち、最も頻繁に利用せられるものゝ一つである。この信用はその性質上頗る變易性に富み、従つて豫め確定的な計畫をたてることは困難なので、國立銀行本店は、信用計畫檢討の

際、各地方支店のために輸送信用に對する總信用額を概算的に決定し、支店はこれを各出張所に割當てる。各出張所は企業の契約を基礎として輸送信用の四半期限度を決定し、その範圍内において實際の商品積出額に應じ信用を授與するのである。

非計畫的信用は信用計畫の埒外にある、いはゞ例外的な存在で、たゞ經濟機關の計畫遂行が中絶或は停滯せる場合、その障礙を排除してその遂行を助けるためにのみ授與されるものである。非計畫的とはいつても、それは決して無計畫を意味するのではなく、たゞ貸付の基礎が豫想外の障礙にあるといふ事實から來てゐる。それゆゑこの信用もだいたい輸送信用の場合と同様、本店において次の期間に必要とする額を概算的に見積り、これを下級機關に割當てるのである。この信用の運用は、それが放漫に流れる時には、信用計畫全體を破壊する虞れがあるので、各支行はその貸付にあたり、割當てられた信用限度に従ふと共に、特別慎重な注意を要求せられる。非計畫的信用は經濟機關に對する最も彈力的な、そして最も峻嚴な統制手段となり得るのであるが、この事實に着目してその運用を行ふならば、信用政策の活動に大きな分野を提供するであらう。

國立銀行のいはゆる『ルール』による統制』は、以上の如き信用機構及び短期信用の性質のうちにその基礎を與へられる。短期信用は、その目的が特定し、且國營企業に對する長期信用と異つて返還性を帶び、しかも期限付きであるのを原則とする。この原則によつて與へられた信用が、その原則に従つて償還されるといふことは、企業乃至經濟機關がその與へられた計畫を順調に遂行するといふ條件の下に始めて可能なのであつて、經濟機關が銀行に對し信用の適正な償還をなし得ないのは、その經濟計畫の不遂行を意味する。こゝにいはゆる『ルール』による統制』の可能

性が原則的に認められるわけである。

しからばかゝる統制は實際いかにして行はれるか。さきに述べた計畫的信用は、經濟機關の經濟計畫によつて見込まれてゐる流動資産（原料、燃料及びその他の資本財）の一時的増加に基く流動資金の一時的需要をカバーするためと與へられる信用であつて、それは各經濟機關の自家運轉資金を超える部分に對して貸付けられる。自家運轉資金とは、一九三一年七月廿三日の法令により、經濟機關がその計畫遂行に必要とする最少限度の流動資金をカバーするため、借入金としてではなく自己資本として所有することを許された資金であつて、これは機關自身の蓄積によるに、不足分は國家豫算によつて充當される。この自家運轉資金は國立銀行が融資を決定する際の規準となるのであるが、かくして經濟機關の借入資本と自己資本とを峻別せしむる——企業は本來國有乃至公共であり、銀行は國有であるから、嚴密な意味では兩者は區別し得ないが——ことにより、企業の自立採算制がいつそう強化されたのである。ともあれ、計畫的信用の授與は更に季節的の蓄積（例へば農業における季節的なストックの増加）に對する貸付と、季節的生産過程に基く諸費用（例へば春時作業の際の耕耘、播種等に對する支出）に對する貸付の二種に分れてゐる。

この貸付を國立銀行支行（出張所等）に要求する場合には、經濟機關はその現在所有する流動資産に關する調査を提出しなければならない。銀行支行はその調査と、該經濟機關の持つてゐる自家運轉資金に關する報告及び豫め確認せられた信用限度とを比較對照して、その信用限度内において自家運轉資金を超える部分に對して貸付を行ふ。しかも損失を補填するための信用は與へない。そしてその際、經濟機關の財務状態に關する監察が行はれるわけである。

ソ聯邦計畫經濟における國立銀行の統制機能

輸送信用は生産及び商品流通の増減に伴つて伸縮し、極めて弾力性に富むだけに、一面濫用の可能性が多く、従つてその授與についてはいつそう綿密な注意を必要とし、商品積出に關する受信者の提出書類については詳細且嚴格な審査が行はれる。非計畫的信用授與の場合には更にその程度を強めて、銀行は信用授與の客體が存在するか否かを檢するだけでなく、經濟機關の財政状態を全面的に慎重に調査する義務を課せられる。

かくの如く、銀行は貸付を行ふ場合に企業を財務方面から統制監督するだけでなく、貸付後にもその恒常的な統制の手續を緩めてはならない。そこで銀行は貸付期間中十日毎に經濟機關からその資産状態に關する諸調査を提出せしめ、これを充分檢査すると同時に、またこれと、同じくその機關から徵する報告バランスなるものを比較對照して、これらの報告が正しいかどうか、與へられた信用がその目的に従つて用ひられてゐるかどうか、また計畫に合致してゐるかどうか等の事實を調べる。季節的計畫信用の場合には原料用、燃料用、製品用等の如く流動資産別に限度を限つて貸付けられ、その制限は嚴格に守ることを要し、そしてこの目的別信用間の流用については銀行の許可を要する。もし檢査の結果、事實に異る報告を發見した場合には、報告者に對して刑事上の責任を問ひ、またかゝる檢査監督の間に不都合を發見すれば、就中企業相互間の信用即ち商業信用の授與を發見した場合には、銀行は企業に對し種々の壓迫を加へる。この報告書檢閲の外に、銀行は、すでに信用授與の際その存否や實在高を確めた擔保物件につき、その後二ヶ月に一回以上は全面的檢査を行ふことを要し、現物檢査の困難な輸送信用の場合にも、四半期に一回以上の檢査をしなければならぬ。この結果擔保物件の數量不足を發見した場合には、餘分に授與された信用は直ちに回收を圖らなければならない。また貸付金が適宜適時に償還されないといふことは、企業の經營活動がノーマルでないこ

との徴候と見なされるから、銀行は直ちにその經濟機關に對する信用授與を停止し、その決済勘定へはいつて來るあらゆる流入資金を滞り貸付金の償還にあて、もしそれでも不十分な場合には、銀行は擔保物件を強制賣却して、その償還にあてる。畢竟するところ、銀行は計畫の遂行に必要な短期信用を授與し、且その信用の一定期限における返還を要求することによつて、經濟機關の計畫遂行を監督する、即ち「ルール」による統制を行ふのである。

國立銀行はかく嚴重な計畫遂行の監督をなす一方、その信用政策によつて積極的な計畫遂行の助長方策をも講ずる。例へば、種々の經濟部門において不可避免的に一時的なストックが集積せられ、その部門の企業が直接そのストックの適當な利用方法を發見し得ない場合、これを他の有効に利用し得る部門に廻すことを慫慂する。そのために、銀行はかかる財貨の摘發や活用を怠る企業に信用の授與を停止或は縮減し、かかる財貨の利用を行ふ經濟機關に對しては非計畫的信用の授與を行ふのである。

さきにも述べたように、經濟機關を相手とする以上の信用業務には一切現金を用ひず、帳簿上の處理を行ふ。一企業、一銀行、一勘定ともいふべき原則によつて、各經濟機關は國立銀行に決済勘定を持つてゐるが、この兩勘定は本質的に大差なく、たゞ決済勘定は主として企業間の決済を、當座勘定は主として銀行の貸付を取扱ふ。多くの場合、企業は決済勘定のみを持ち、國庫の融資によつて成立する諸機關は當座勘定のみを持つてゐる。經濟機關間の取引決済はすべて銀行により、一經濟機關の決済勘定から他の經濟機關のそれへ振替へて行ふ。このような決済業務の國立銀行への集中は、銀行の統制機能を著しく強化してゐるのである。

信用によるほど強力ではないが、現金計畫の分野においても國立銀行は活潑な統制機能を果してゐる。國立銀行下

ソ聯邦計畫經濟における國立銀行の統制機能

級機關は各企業、各合同、協同組合、長期投資銀行、貯金局等の提出する現金收支計畫に基いてその管轄地方の計畫をたて、これが順次上級機關に審査綜合せられて、最後に本店で全國の現金計畫が纏められる。かくしてその現金計畫が確認されれば、またその割當が段階的に銀行顧客にまで及ぶ。現金計畫には信用の場合の如く『限度』の適用はない。しかしこれは企業が勝手に現金を處理し得るといふことを意味しない。企業が引出し得る現金は原則として賃銀、俸給、經營費、運搬費等に限られ、これを決済勘定から引出す場合には、その目的及び用途を銀行に明示せねばならない。但し小賣商業機關に對しては、計畫外の賣買防止のため、現金のみによるを原則とする。これら現金として引出し得るものうち、賃銀については、特に銀行はこれを検査し得るのであつて、こゝにも現金事務專管の國立銀行に統制監督の役割が課せられてゐるわけである。

四

生産手段が社會化され、生産と分配とが意識的に計畫によつて決定され、同時に労働の配分も計畫的に決定される社會主義社會としてのソ聯邦においては、本來の意味における商品生産はあり得ず、従つて貨幣の廢棄が行はれねばならぬわけであるが、ソ聯邦の現實においてはなほ、生産力が充分發達し、分配機構の完成せる高度の社會主義經濟に至らず、流通ならびに支拂手段として貨幣が存在する。ソ聯邦においては、貨幣は更に社會主義建設の槓杆として、この國獨特の役割を與へられてゐるが、ともあれかゝる貨幣の存続する限り、信用もまたその存在を基礎づけられる。社會主義經濟の建設が進み、國民經濟の社會化及び計畫化が進展するに従つて、企業相互間の信用授受即ち商業信

用の、計畫經濟化に對する基本的障碍作用は堪えがなくなり、遂に一九三〇年の信用改革によつて、商業信用は廢止され、信用はすべて銀行信用に統一されるに至つたが、さなきだに金融機關中に占めるその指導的地位を高めつゝあつた國立銀行は、これを契機として、計畫經濟遂行上の地位を本質的に高められた。即ち、この信用改革は、國民經濟の社會化部分の壓倒的増大及び經濟過程計畫化の著しい進展あつたがために始めて可能であつたし、また逆にこの信用改革は、信用の計畫化及び信用計畫と經濟計畫との密接な聯關を進める上に絶大な功績を致したのであつたが、國立銀行は、この改革に基き、經濟機關の運轉資金を賄ふべき短期信用を、獨占的に、且直接に授與することによつて、銀行と經濟機關間の直接的連繫をもたらし、従つて信用と經濟計畫との間に不可分の關係を確立したのである。その後數次の信用改革の修正や展開を経て、國立銀行は現在の如き短期信用計畫の作成ならびに實行機關となり、決済機關となつて、いよゝその地位に重きを加へたのである。

既に觀て來たように、國立銀行は信用の授與によつて經濟機關の計畫遂行を助長するだけでなく、『ルールによる統制』によつて、貨幣の側から計畫の遂行を監督統制する。即ち、經濟計畫の完全な遂行を前提とする、短期信用の一定期限における返還を求めることによつて、統制する。ソ聯邦では、資本主義經濟におけるが如く、利潤追求を目的とするものといふ意味での貨幣の資本化はないのであるが、しかし貨幣乃至信用は、かくの如き統制を通じて、社會的計畫の遂行、従つて社會主義的蓄積乃至社會主義的擴大再生産の實現に寄與するといふソ聯邦獨特の機能を負擔したのである。この國の計畫經濟においては、生産及び商品流通の全過程は豫め經濟計畫によつて嚴重に規制せられ、これに財政計畫ならびに金融計畫を綜合せるものが照應して、ヨリ高次の全體的、統一的經濟計畫が構成される。

かゝる經濟機構のうちにあつて、國立銀行は、いかに生産機構と金融機構との有機的關聯を保ち、そして計畫經濟の遂行を完全ならしめるか。もちろん長期投資銀行及びその他の金融機關を重要な補助翼とするとはいへ、この分野における國立銀行の役割の重大さは、けだし思ひ半ばに過ぐるものがあらう。

この役割の重大さは當然統制技術の發展を要求する。幼稚な技術は計畫制度の長所たる一國資金の合理的な再分配を妨げ、全體的な經濟の發展にも影響する。信用計畫が緻密にたてられてゐればるほど、また複雑であればあるほど、計畫外の變動が起つた場合の混亂が豫想され、従つてこれを避けるためにも發達せる技術が要望される。技術的困難と共に克服さるべきは、信用業務遂行上の機械主義、官僚主義であつて、これは計畫經濟一般の殆んど屬性とも觀らるべき缺陷であり、それだけにその排除には不斷の周密な注意を要する。それゆゑ、國立銀行の『ループルによる統制』においても、その内在的な矛盾の生長に注意を怠つてはならぬであらう。